

## 連携機関

外国人材の雇用に関する相談を円滑に対応するために、地域の関係機関と連携し、体制を整えています。様々なケースに柔軟に対応する中で必要に応じて、それぞれの専門機関への連携も行っています。以下に、当センターが連携している主な機関をご紹介します。

### さが多文化共生センター

佐賀で暮らす外国人の方々を対象に、在留資格・教育・医療・日本語・子育てなどに関する困りごとの相談を無料で対応する相談窓口です。外国人の方だけでなく、日本人の方からのご相談にも幅広く対応しています。

### 福岡出入国在留管理局佐賀出張所

外国人の在留手続きや、出入国審査を行う機関です。外国人雇用に関する手続きや相談も受け付けています。

### ハローワーク（佐賀労働局）

外国人労働者の採用から雇用管理、雇用状況の届出まで幅広く相談に応じており、外国人雇用に関する企業の取り組みを法令面から支援しています。

### 佐賀県のしごと相談室

佐賀県で働きたい外国人の方と人材を求める企業とのマッチングを、専任コーディネーターが無料で支援しています。

### 佐賀県行政書士会

在留資格に関する相談、採用決定後の在留資格取得許可申請、変更、更新手続きに係る書類作成業務を行います。企業の外国人雇用に関する手続きをサポートし、円滑な外国人雇用を実現します。

### 佐賀県社会保険労務士会

外国人雇用における労務管理や社会保険手続きに精通しており、賃金を含めた適正な雇用契約や労働災害防止活動などの職場環境整備に関する助言も提供しています。

### 佐賀県中小企業団体中央会

外国人技能実習生共同受入事業を行う県内組合及び実習生を受け入れている企業が、共通する諸問題の解決を図り、相互交流に努めることで、受け入れ態勢の整備、円滑な事業実施を行うための事業に取り組んでいます。

### ジェトロ佐賀

高度外国人材（海外営業担当、エンジニア等）の採用から定着支援、高度外国人材活用に関する各種情報提供を行っています。海外販路拡大・進出など事業者の皆様の海外ビジネスを総合的にサポートします。

お問い合わせはコチラ

## さが外国人材雇用サポートセンター

受付時間

午前 10:00-12:00

午後 13:00-16:00

※土日祝日、年末年始（2025/12/29～2026/1/3）を除く

相談予約 電話 or 相談申込フォーム

TEL 080-8625-6869

相談申込フォーム

相談方法 対面、電話、メール、Web相談

相談窓口  
住所 佐賀商工ビル1F  
佐賀県国際交流プラザ内  
佐賀市白山2丁目1-12

事業の詳細は  
コチラから



ホームページ

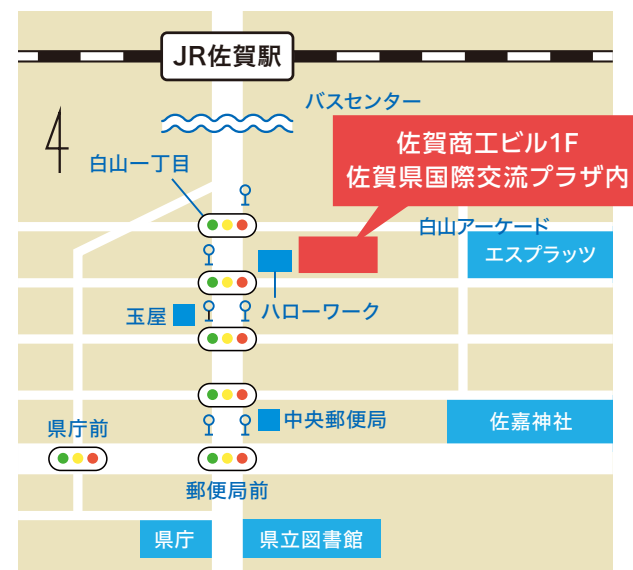


産業労働部 産業人材課

【運営】

**CAREER BANK**  
キャリアバンク株式会社

### ACCESS



さが外国人材  
雇用サポートセンター



Foreign people Employment Support center in Saga

外国人材の採用に関する  
お悩みにお答えします！  
どんな小さなことでも  
ご相談ください。

相談  
無料

お問い合わせ

TEL 080-8625-6869

相談申込フォーム



さが外国人材雇用サポートセンター(FESS)とは？

「さが外国人材雇用サポートセンター」とは、県内企業が外国人材を採用し、活躍できる環境を実現できるようサポートする専用相談窓口です。当センターは、外国人材を採用したいがどこに相談してよいかわからない、何が必要かわからない、という事業者からの声を受け誕生しました。採用から定着に関する相談に幅広く対応していきます。

「さが外国人材雇用サポートセンター」に相談すると

01 悩みの解消

制度の仕組みや手続きの流れなど、難しく感じちなポイントを分かりやすくサポート。制度への疑問や不安を解消し、県内企業が安心して外国人材の雇用に踏み出せるようにサポートします。

02 体制の強化

採用から定着までのノウハウが社内に根づくことで、安心して受け入れられる体制が整います。また、外国人材が働きやすい環境は、日本人社員にとっても働きやすく、職場全体の改善につながります。

03 信頼の構築

「一緒に働く仲間」「地域とともに暮らす存在」として、企業と外国人材の間に信頼と協力の関係が育まれていきます。

相談の流れ

STEP 1 お問い合わせ

まずは、お気軽にご相談ください。専用の受付フォームまたはお電話にて、お問い合わせを受け付けています。

STEP 2 相談日程・方法の調整

ご都合に合わせて、相談の日時と方法(対面/電話/メール/Web相談)を調整いたします。

STEP 3 相談内容のヒアリングとアドバイス

外国人材の採用や定着に関するお悩み・課題を丁寧にヒアリングし、状況に応じた具体的なアドバイスをいたします。

STEP 4 必要に応じて連携機関をご紹介します

ご相談の内容によっては、行政機関や専門団体など、より専門的なサポートが可能な連携先をご案内します。

STEP 5 アフターフォロー

ご相談後も必要に応じてフォローアップを行い、企業の状況に寄り添った支援を提供します。課題が解決するよう、しっかりと伴走します。

相談内容

例えば

外国人材を雇用したいが、**どのような手続きが必要か**知りたい

特定技能制度を活用したいが、**登録支援機関**をどのように探せばよいかわかりたい

契約していた**労働条件を変更**したい場合、どのような手続きが必要か知りたい

文化や宗教の違いに配慮した**職場環境づくり**と、その**定着に向けた取り組み**について教えてもらいたい

留学生をアルバイトで採用した場合、**ハローワーク**にどのような届け出をすればよいかわからない

外国人材を雇用する際の**注意点**は何か教えてほしい

会社の業種に応じて雇用できる外国人材の**在留資格**は何か知りたい

など

外国人雇用の主な在留資格

|             | 技術・人文知識・国際業務                                                           | 特定技能                                                     | 技能実習※1                                                        | 身分・地位に基づく在留資格※2 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------|
| 従事できる業務     | 専門的な知識または技術を必要とする業務<br>例: ITのエンジニア、翻訳・通訳、営業職など                         | 特定の分野※3での単純労働を含む幅広い業務<br>例: 宿泊施設でのフロント、飲食店での調理・接客・店舗管理など | 外国人技能実習機構が認定した職種・作業<br>例: そう菜加工作業、手溶接、介護作業など                  | 自由(就労制限なし)      |
| 在留期間        | 5年、3年、1年又は3か月<br>更新すれば継続的に就労可能                                         | 1号: 1年ごと更新 通算5年<br>2号: 3年、1年又は6か月<br>更新すれば継続的に就労可能       | 最長5年<br>1号: 1年<br>2号: 2年<br>3号: 2年                            | 在留資格によって異なる     |
| 取得の要件       | 外国の大学卒以上、日本の専門学校卒以上、または当該実務経験を有する者<br>※技術・人文知識は実務経験10年以上、国際業務は実務経験3年以上 | 各分野の特定技能試験に合格し、日本語能力試験N4相当以上を有する者、または技能実習2号を良好に修了した者     | 外国人技能実習機構に技能実習計画の認定を受けることなど<br>※技能実習2号・3号への移行するには所定の評価試験に合格する | 在留資格によって異なる     |
| 国内から? 国外から? | 国内外                                                                    | 国内外                                                      | 国外                                                            | 国内              |
| 日本語能力の目安    | 日本語能力試験 N2～N1                                                          | 日本語能力試験 N4以上                                             | 日本語能力試験 N5～N4                                                 | 日本語能力試験 N5～N1   |
| 家族帯同        | 可                                                                      | 1号: 不可 2号: 可                                             | 不可                                                            | 可               |

※1: 2027年目処に廃止され、「育成就労制度」に移行する予定 ※2: 永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等  
※3: 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業(2025年7月現在)。随時、分野の追加・見直しが行われます。